

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 施設基準等に係る届出

当院は、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算 4 ~ 6
- ・ 時間外対応加算 1

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん総合診療料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

石岡内科クリニック